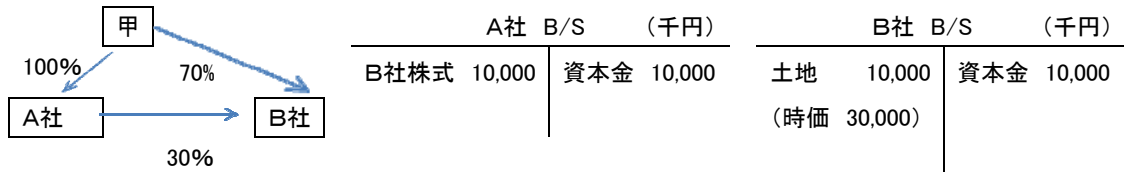


マネージメント・レター No.288
合併存続会社が受入れる資産・負債の会計処理

次のような関係にあるA社とB社が合併しA社が合併存続会社となる場合に、B社の土地(帳簿価額1億円)を時価の3億円で受入処理することはできるでしょうか？

[参考図]



旧商法が株式会社の基本ルールだった会社法の施行前は次のどの方法も可能でした。

- ・帳簿価額で受入れる処理
- ・時価で受入れる処理
- ・帳簿価額と時価の間で任意に設定した価額で受入れる処理

その当時は B社の土地を1億円としても、3億円として受け入れても良かったわけです。合併会社が任意に決められるとすると、様々な弊害があったと考えられます。

そこで、平成15年に合併等の会計処理に関する統一的な会計基準が制定されました(企業会計基準21号「企業結合に関する会計基準」)。

そのため、現在 実務においては「中小企業の会計に関する指針」企業結合会計に準拠して処理をおこなうことになっています。

- ① 時価を付す方法 ← “取得”に該当する場合
- ② 合併消滅会社の適正な帳簿価額を付す方法 ← “共同支配企業の形成”に該当する合併又は“共同支配下の取引等”に該当する合併

上記のA社とB社の場合には “共同支配下の取引等”に該当し②の方法で処理を行うことになります。その為、A社はB社の土地を帳簿価額の1億円で受入処理することになります。

このように企業再編に関するルールが統一されたことで、受入価額をどうするのかという点だけでも実態をルールに照らし合わせて、再編の方法を検討していく必要があります。大変な作業になりますが、現状を変えていく大きな“力”になりえますので、経営者の皆様と一緒に考えていければと思います。

※取得;合併において一方の会社が他方の会社を新たに支配したと認められる場合

※共同支配下の取引等;合併当時会社の全てが合併の前後で同一の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合